

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	既存の育成室では対応できない時間延長や一時受入れ等の保育ニーズに対応することができる。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	基本構想実施計画、子育て支援計画における計画事業である。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	既存の育成室では対応できない保育ニーズに対応するため、区が補助すべき事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	多様な保育ニーズへの対応に支障が生じる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	補助要件に該当すれば、特定の事業者に限定することなく公平に申請を受ける。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	補助条件を満たす事業者は補助対象となる。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	多様化する保育ニーズに対応できる民間事業者を誘致するため、補助金が最も効果的である。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	民間事業者に補助金を交付することにより、多様化する保育ニーズに対応することができる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	時間延長や、一時受け入れなどの保育ニーズに応えることができる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	時間延長や一時受け入れなどの多様な保育サービスを、希望する区民に対し広く提供できる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	抵触していない。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	時間延長等の多様な保育事業を行う民間事業者への補助であり合致している。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	事業実施計画書や決算書などにより、使途の確認を行う。

4 交付実績

(件、千円)

項目	29年度(予算)			
交付(見込み)件数	2			
決算(予算)額	23,308			
国庫支出金	3,514			
都支出金	9,897			
その他	0			
一般財源	9,897			
28年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

実情に合った補助内容にするため、必要に応じて補助の見直しを行っていく。